

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

冬休みの過ごし方について

師走の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年度は12月25日（木）から1月6日（火）まで冬季休業（冬休み）となり、生活の中心が学校から家庭に移ります。年末年始は学力を伸ばし、心身を成長させる絶好の期間です。

しかし同時に、冬休み中は生活習慣が不規則になりがちであり、開放感から「飲酒」「喫煙」「無断外泊」「深夜徘徊」「性非行」「盗撮」などの不良行為を行なったり、これらをきっかけとして、犯罪の加害者あるいは被害者になる恐れが高まったりする時期でもあります。高校生による大麻などの違法薬物に関する事案も発生しています。高校生がわいせつ画像を撮影、保存したり、送受信したりするなど児童ポルノ禁止法違反で検挙されているほか、SNSへの個人情報・誹謗中傷などの書き込みによるいじめが発生するなど、スマートフォン等を介した問題行動が多発しています。これらの結果、人間関係が変化するなど、精神的に不安定になりやすい時期でもあります。

生徒のみなさんは、下記の内容をよく読み、責任を持って行動するよう心掛けましょう。

ご家庭におかれましては、下記のことご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、この機会を有意義なものにすることができるよう、格段のご配慮をお願いいたします。

記

1 生活全般について

- (1) 日常の行動や服装等は村松高校生としての品位を保つこと。
頭髪の加工やピアスなど、校則で禁止されている行為はしてはならない。
- (2) 飲酒、喫煙（ノンアルコール飲料、ニコチンなし電子タバコ）を含む）、万引き、暴力行為、性非行、違法薬物の使用など、違法な反社会的行為は、絶対にしてはならない。
特に最近、高校生が、SNS・ネットを通じて、高額の報酬と引き換えに、特殊詐欺や強盗などの犯罪行為に加担する、いわゆる「闇バイト」で逮捕されたり電子マネーを利用した詐欺行為を行なったりして逮捕されたりする事件が多く報道されている。絶対に犯罪行為を行なわないこと。
- (3) 特に最近、新潟県内では高校生を含む未成年者が、大麻などの違法薬物を使用する事件が相次いでいるので、絶対に使用することのないよう気を付けること。

(4) 興味本位で性非行を犯すことのないよう気を付けること。

(5) 強制わいせつや痴漢等の性被害に遭わないよう、混雑する場所や、夜間に人通りのない場所には十分に注意すること。

(6) 不審者に遭った場合は、まず大声で叫んで助けを求める、すぐ逃げて近所に助けを求めるなどして、それから警察に通報し、学校へも連絡すること。

(7) 旅行等を行う場合は、保護者の同意を得た上でくれぐれも安全に注意し、参加すること。
また、学校にも連絡すること。

(8) 外出時は、行き先を必ず保護者に伝えること。無断外泊や深夜徘徊から事件・事故に巻き込まれるケースが増えているので、夜間外出・深夜徘徊・無断外泊はしないこと。

(9) 規則正しい生活をして健康管理に気を付けること。

2 スマートフォン・SNS・インターネット等の利用について

(1) 個人が特定されるような情報（学校・学年・氏名・住所・写真など）を掲載しない。
※自分だけではなく、他人（家族・友人を含む）の個人情報も同じ。

(2) 他人からの情報を面白半分で拡散したり、他人を誹謗中傷したりしない。
その情報が事実であるかどうかは関係なく、「侮辱」「名誉棄損」等の犯罪として処罰される場合がある。

(3) SNS・ネット掲示板などへの書き込みや写真・動画の掲載によって相手に精神的苦痛を与えることなく、安易な気持ちでおこなった「いたずら」が社会に重大な影響を及ぼして法律違反で処罰されるだけでなく、企業に損害を与えて多額の損害賠償を請求されたりする場合があることを認識し、十分注意する。

(4) SNS・ネット上だけでつながりがある人には会わない。
高校生が、インターネットを通じて知り合った相手から、「脅迫される」「性的な画像・動画を送るよう要求される」「誘拐・監禁される」「性的被害に遭う」等の事件が発生している。

(5) 高校生が、架空請求詐欺の被害に遭う事案が発生していることから、夏休みを機会に家族で話し合い、スマートフォンへのフィルタリングの導入や、家庭内でのスマートフォン利用のルール作りを検討する。

(6) 上記のようなネットトラブルにあった場合は、直ちに学校に相談する。

3 交通安全等について

(1) 歩行者、自転車利用者、原付バイク利用者等が守るべき交通ルール・マナー等について、詳しくは、「冬季休業（冬休み）中における交通事故防止について（お願い）」をよく読むこと。

(2) 原付バイクの免許をとった場合は、必ず学校に「原付免許取得届」を提出すること。

(3) 3年生で自動車学校へ通学する場合は、必ず事前に「自動車学校通学願」を提出すること。
また、免許を取得したら、必ず「自動車免許取得届」を提出すること。
自動車の運転免許を取得したとしても、卒業までは運転しないこと。

(4) 改正道路交通法の施行により、16歳以上の者は「電動キックボード」について、原付バイクの免許が無くても利用が可能となったが、本校では電動キックボードによる通学は禁止する。
(危険性が高いため)

5 アルバイトについて

(1) 家庭の事情等でアルバイトが特に必要な場合は、保護者の了解を得てから、必ず事前に「アルバイト届」を届け出ること。詳細は「アルバイト届」に記載されているので、事前によく確認すること。

(2) 休業中はアルバイトに拘束され、生活のリズムが狂わないよう注意すること。

6 人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合

別紙「人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合について（お知らせ）」をよく読むこと。

7 民法の改正による「18歳成年」について（3年生および保護者・ご家庭の皆様へ）

(1) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた結果、3年生は18歳の誕生日が来た人から「成年」になる。

18歳になると、親権者（保護者）の同意がなくても、自分の判断で契約ができるようになる。（具体的には「高額な商品の購入」「お金の借り入れ（借金）」など）
これまで未成年者が親権者の同意なく結んだ契約については、未成年者は比較的容易に取り消すことができた。（未成年者取消権）

(2) しかし、18歳以上の高校3年生を含む18歳・19歳は、未成年者取消権の保護が及ばなくなるため、悪質な業者から勧誘を受けて安易に契約を結んでしまうと、取り消すことが

できなくなる。また、24時間いつでもスマート等を通じて簡単に借金できることから、「借金すること」のハードルが下がり、「多重債務」の状態に陥ってしまうことが心配される。

(3) このため、3年生へは以下を守ることを指導している。
ご家庭でも、よくお話し合いをしてください。

*勧誘を受けても、安易に契約しない。

*契約でトラブルになった場合は、保護者やご家族の方に相談するとともに、公的な相談ダイヤル「消費者ホットライン」188（いやや）に電話をかけて相談すること。

(4) なお、20歳未満の飲酒・喫煙、および競馬・競輪・競艇などの公営ギャンブルは、今までどおり禁止されている。高校生は18歳で成年になっても、今までと同じく飲酒・喫煙は厳禁である。

7 冬休み中の登校について

(1) 休業中に登校するときは、制服を正しく着ること。

(2) 登校した場合、ストーブ・ヒーターは絶対に無断で使用しないこと。また、使用した教室の施錠や片付け・清掃をおこなうこと。

(3) 冬季間の自転車・原付バイクでの登校は禁止する。なお、「降雪や路面の凍結、悪天候の恐れがなく、安全に登校できる」と保護者・ご家庭で判断された場合は、自転車・原付バイク通学を許可する。

また、3年生の自動車免許取得者が、自分で自動車を運転することも禁止しているため、当然、通学への利用も禁止する。

(4) 保護者に自家用車で送迎してもらう場合は、商店街・学校町通り等で乗り降りし、学校まで歩いて移動すること。

8 その他

事故に遭った場合には、警察や消防とともに必ず学校に連絡すること。

県立村松高等学校

TEL 0250(58)6003

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合について(お知らせ)

師走の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年度は12月25日(木)から1月6日(火)まで冬季休業(冬休み)となり、生活の中心が学校から家庭に移ります。

年末年始は生活習慣が不規則になりやすく、飲酒や喫煙、盜撮、無断外泊や深夜徘徊、不良交遊など、若者に対する誘惑が増え問題行動が多発する時期です。また、学校から離れることで人間関係も変化し、さまざまなトラブルやいじめ被害などが起きやすくなる時期でもあります。

ですが、一人で悩んだり解決しようとしても、うまくいかない場合があります。また、友人から悩み相談を受けても、自分だけでは抱えきれない場合があります。

もし、自分自身の人間関係トラブル・いじめ被害や、友人からの悩み相談などで困ったことがあった場合、生徒のみなさんは、以下のようにしてください。

ご家庭におかれましても、下記の内容にご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、心配な事があれば、いつでも学校に御連絡ください。

記

1 先生に相談する

担任の先生や、部活動の顧問の先生、保健室の先生、その他の相談しやすい先生に、できるだけ早く相談しましょう。

2 スクールカウンセラーに相談する

先生に相談しにくい場合は、スクールカウンセラーに相談することもできます。秘密は固く守られます。保健室の先生や、担任の先生を通じて申し込んでください。申し込みのとき、相談内容を話す必要はありません。

3 校外の相談機関に相談する

※紹介のリーフレット・チラシを添付します(その他の相談機関もあります)。

○24時間子どもSOSダイヤル

0120-0-78310 ※24時間相談可。

○新潟県いじめ・ふとうこう等相談テレפון 025-285-1212 ※24時間相談可。

○新潟県いじめ・ふとうこう等相談メール

ijime@mailsoudan.org ※平日 8:30～17:15

○新潟県SNS相談

LINEで相談できます。方法は裏面チラシ参照

4 学校に連絡する

県立村松高等学校

TEL 0250(58)6003

ひとりじゃないよ つながってるよ

「学校の先生にはちょっと話しにくい」、「誰に相談していいかわからない」
そんな時は、誰かの力を借りることで、気持ちが楽になることもあります

学習について
いけない

このまま
自分でいいのか

学校に行きたくない
気持ちがある

誰かと
話がしたい

落ち込んでいる
よく眠れない

進路や将来が不安

やる気が
出ない

どうしたらいいんだろう

家族のことで悩みが
あるけど誰にも言えない

話してほしい いつでも どんなことでも



新潟県SNS相談

対応時間 平日 16:00~22:00
対応時間 休日 15:00~20:00



② 二次元バーコードを
読み取って友だち登
録をしてください。

令和7年度用二次元バーコード

新潟県いじめ・ふとう こう等相談メール

対応時間 平日 8:30~17:15

二次元バーコードを
読み取ってメールを
送信してくだ
さい。



*夜間及び休日は
自動返信メール
にて返信後、翌
開設日に相談員
から改めて返信
します。

24時間子供SOSダイヤル

なやみ言おう
0120-0-78310
※フリーダイヤル

新潟県いじめ・ふとうこ う等相談電話

025-285-1212 (24時間受付)
※通話料がかかります

いじめ・ふとうこう等 悩みごと相談ティーフォン

対応時間 平日 9:10~16:00

025-263-4737

※通話料がかかります

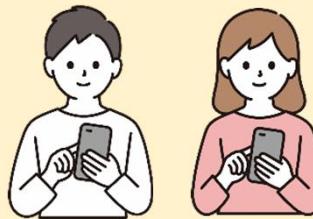


新潟県いじめ対策ポータル

<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>



ひとりで 悩まないで 相談してね



あなたのこと、
LINEで
聴かせてください

こんな気持ちや様子はありませんか？

先生には言いにくい
相談しづらい…

最近眠れない…
体調が悪い…
つかれている…

友だちが
いじめられているかも…
心配だ…

人との付き合いかたに
困っている…

夏休み中、だれかと
少し話をしたい…

家族のこと
悩んでいて…
つらいなあ…



進路や勉強のこと
不安がある…

この気持ちは
だれにもわかつて
もらえない…

周りとうまくいかない
学校に
行きたくない…

周りの人には
知られたくないよ…

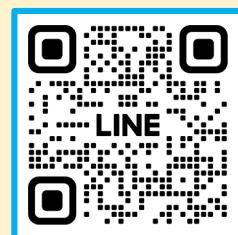
新潟県SNS相談 (LINEによる相談)

平日 16時00分～22時00分 (受付は21時30分まで)

休日 15時00分～20時00分 (受付は19時30分まで)

※12月29日(月)～1月2日(金)の期間は
相談時間が以下のようになります

15時00分～20時00分 (受付は19時30分まで)



2次元コードはこち
ら
(令和7年度用)

以下の窓口でも同じように相談ができます

- ・新潟県いじめ・不登校等相談メール ijime@mailsoudan.org
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (フリーダイヤル)
- ・新潟県いじめ・不登校等相談電話 025-285-1212 (通話料がかかります)

保護者、ご家庭の皆様
生徒のみなさん

令和7年12月24日

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

冬季における交通事故防止について（お願い）

師走の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年度は12月25日（木）から1月6日（火）まで冬季休業（冬休み）となります。これから冬季間は、日暮れが早く視認性が低下し、降雪や凍結等により道路環境が日々変化するため、交通事故の多発が心配されます。

生徒の皆さんには、交通事故の被害者にも加害者にもならないため、下記の内容を必ず守ってください。

ご家庭におかれましても、下記のことご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、交通安全・交通法規を遵守するよう、格段のご指導をお願いいたします。

記

1 安全歩行について

（1）冬季間は、降雪や道路凍結による四輪車等のスリップなどにより、事故に巻き込まれる危険性が高いので、道路を横断する際は、車の動きに十分注意し、車が確実に止まったことを確認してから横断すること。

（2）積雪や除雪等の影響により、歩道を歩行できず、やむを得ず車道にはみ出す場合は、周囲の状況を特に良く確認すること。

（3）夜間に外出する際は、運転手が発見しやすいように明るい色の服装を着用するとともに、傘やカバン、靴等に夜光反射材を活用すること。

2 自転車について

（1）降雪や凍結のある期間は、乗らないこと。
なお、本校では3月末まで自転車による通学を禁止していますが、通学禁止期間であっても、「降雪や路面の凍結、悪天候の恐れがなく、安全に登校できる」と保護者・ご家庭で判断された場合は、自転車通学を許可しています。

（2）降雪や凍結のない期間に自転車に乗るときは、特に下記の点に注意すること。法令違反とし

て罰せられる場合もあります。

① 傘差し運転や、スマートフォン等・イヤホンを使用しながらの「ながら運転」をしないこと。特に、11月から道路交通法が改正され、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転（ながらスマホ）」への罰則が強化され、「6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金」という重い刑罰が科されます。

② 交差点での事故が多発していることから、信号の有無に関わらず、横断前は確実な一時停止及び安全確認を行うこと。

③ スピードを出しすぎないこと。特に、坂道では十分減速して走行すること。

④ 自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないよう十分な車間距離を確保すること。

⑤ 夕暮れ時及び夜間は、必ずライトを点灯して走行すること。

（3）県条例により自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されました。自転車を運転する機会のある人は、必ず保険に加入すること。

（4）道路交通法の改正により自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車を運転するときは、ヘルメットの着用に努めること。

3 原付バイクの運転について

（1）降雪や凍結のある期間は、乗らないこと。
なお、本校では3月末まで自転車による通学を禁止していますが、通学禁止期間であっても、「降雪や路面の凍結、悪天候の恐れがなく、安全に登校できる」と保護者・ご家庭で判断された場合は、原付バイク通学を許可しています。

（2）降雪や凍結のない期間に原付バイクに乗るときは、特に下記の点に注意すること。

① 交通ルールを遵守し、マナーを向上する。
(ア) 常に制限速度内で走行すること。

（イ）運転時には、フルフェイス型のヘルメットを正しく着用すること。

② 交差点での安全走行の指導

（ア）交差点に進入する際は十分に減速し、対向右折車や歩行者等周囲の安全確認を確実に行うこと。

(イ) 横断歩道は歩行者優先を遵守し、交差点・横断歩道付近での歩行者の早期発見に努めること。

(ウ) 自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないよう十分な車間距離を確保すること。

4 電動キックボード等について

降雪や凍結のある期間は、乗らないこと。

また本校では、電動キックボード等による通学は禁止しています。

5 自動車の運転について

本校では、3年生で自動車免許を取得した生徒も、卒業まで自動車の運転を禁止しています。

6 保護者の自動車に同乗するとき

全座席でシートベルトを正しく着用すること。

7 事故に遭ったとき（目撃した場合もこれに準ずる）

(1) 軽微な事故であっても、速やかに警察署に通報すること。（事故直後に「大丈夫です」と言ってその場を去り、その後、痛み等の症状が出る事案が発生しています）自分で通報できない場合は、相手又は周囲の人に連絡してもらうこと。

(2) 相手の氏名・住所・連絡先を必ず記録すること。

(3) 事故現場で、警察官による事情聴取や救急隊員から手当を受ける場合は、指示に従うこと。

(4) 事故に遭った時は、けがの有無に関わらず、必ず医師の診断を受けること。（後で症状が出てくる事案が発生しています）

(5) ひき逃げ事故に遭遇した場合は、可能な限り車両の特徴（色、車種、ナンバー等）を覚えておくこと。

8 事故に遭った場合には、警察や消防とともに必ず、学校に連絡すること。

県立村松高等学校

TEL 0250(58)6003